



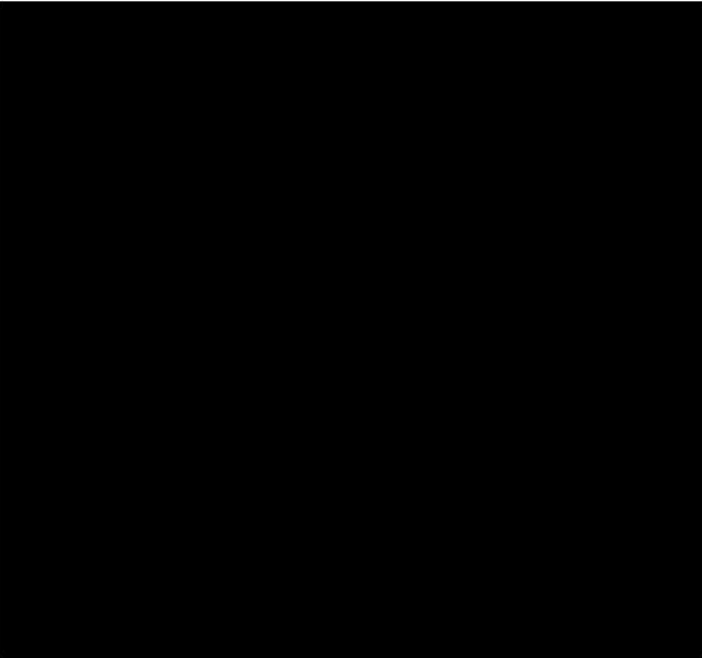
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人日本国際交流センター

団体代表者 役職・氏名

代表理事 狩野功

分類

既存採択団体

法人番号

1010405009378

団体コード

申請団体の住所

東京都港区赤坂1丁目1番12号明産瀧池ビル7階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	秋元義孝	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構築する。
- 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

（１）申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

（２）公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

（３）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

（４）情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

（５）JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する監約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体	
資金分配団体	事業名（主）	在留外国人の生活課題を低減する取り組み	
	事業名（副）	課題の発生ポイントに沿った支援手法の開発	
	団体名	公益財団法人日本国際交流センター	コンソーシアムの有無
事業の種類1		①草の根活動支援事業	
		あり	

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥女性の経済的自立への支援
	☐ ⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題
労働人口が減少している日本において、長期的に日本を志向し生活する在留外国人の自律的な生活支援	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	2018年以降、日本において特に強化された外国人人材の間接雇用に対し、折からの彼らが自律的な生活を営むための支援策が不足していることに加え、2020年以降のパンデミックによる経済不況や人の移動の中段に伴う経済社会ショックにより、少なくとも100万人単位での経済的脆弱層が生まれている。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	在留資格によって就労準備支援、就労訓練、生活困窮世帯支援などの公的支援へのアクセスに制限があり、学習機会や経済機会の獲得に不平等が生じている。
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	在留外国人は社会保障制度への加入等の制約により、保健医療サービスへのアクセスが制限されたり、高額な医療費を負担したりするなど健康と福祉の保障の仕組みが不十分である。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	190/200字
（公財）日本国際交流センター（JCIE）は、民間レベルでの政策対話と国際協力を推進する公益法人である。日本における民間外交のパイオニアとして、1970年の設立以来、非政府・非営利の立場から、グローバルな相互理解や協力を実現するためには、政府による外交だけではなく、民間レベルでの強固なネットワークが不可欠との信条のもと、「国境を越えた対話のカタリスト（触媒）」として活動している。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
JCIEは、東京とニューヨークを拠点に、日本の対外関係の強化、地球規模課題への貢献、社会の多様性の促進という3つの事業領域を軸に多角的なテーマに取り組む。近年、JCIEの中心的な活動分野として「社会の多様性の促進」がある。ここでは、グローバル化や人口減少等の社会の変化に柔軟に対応できる多様性に富んだ社会の実現のために、外国人材の活躍促進をメインテーマに、女性のエンパワメント等にも取り組んでいる。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無		○		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国			本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。			なし
直接的対象グループ	永住者・定住者及び就労・勉強などを目的に日本に暮らす外国ルーツの人々及び海外に在住する家族統合のため呼び寄せられる予定の彼らの家族（子ども、配偶者）					(人数)	約130万人（永住者・定住者、就労及び勉強目的の在留資格の保持者のうち、経済的に不安定な状況におかれていると予想される層＝約114万人、及びその家族として滞在している人＝約10万人＋難民申請中など、在留資格が不安定な人＝約2万人、海外に在住している家族統合のために呼び寄せられる家族（直近3年間における家族滞在の平均増加人数＝約4万人）					
最終受益者	生活において不安定な状況におかれている日本国内在住の外国ルーツ住民及び海外に在住している家族統合予定の人々					(人数)	直接裨益国内約6,300人、国外約200人					
事業概要	JCIEは、（特活）ジャパン・プラットフォーム（以下、JPF）と、休眠預金活用事業として外国ルーツ住民への医・食・住の緊急支援、アウトリーチによる支援提供を行った。行政・教育・福祉機関との連携、個別コミュニティへのリーチ、コミュニティ毎に効果のあるツールに沿った情報発信・相談対応等を通じ、支援から漏れていた外国ルーツ住民に対応ができた。一方、来日後、①生活・就学・就労上の情報不足、自立生活には不十分な日本語力等により不安や課題を抱えやすい事、②困り事があっても相談・支援が受けられずに課題が深刻化している事、③官民とも課題感を抱きつつも、支援策確立に向けたヒト・モノ・ノウハウ確保が十分でない、等の課題もわかった。なお、支援策確立が進まない中、2021年以降も在留外国人数は年間約30万人以上増加している。 本事業では、外国ルーツ住民や支援者側の増加する課題の発生を抑制する為、在留外国人人口の規模感に合わせ、これまでの支援の質（方法論）、投入すべき資源（人材・資金）を再構成する事により課題の発生自体を抑制する。具体的には、①引き続き現状の支援が届いていない在留外国人の支援へのアクセス向上や支援者側の体制の整備・改善や支援手法の開発とともに、①課題の発生ポイントである「入国前、入国後、緊急時」の時間軸に沿った適切な支援の提供による地域間わずらわしい・継続的に支援が届けられる環境整備を目指す。											

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1354/1000字
■急激に人口増加する在留外国人 2024年12月末現在、在留外国人は約376万人（日本の総人口に占める割合3％）で、都道府県人口に置き換えた場合、10位の静岡県を超える人口となっている。本コンソーシアムが開始した2020年時より約100万人が増加しており、日本社会においてそのプレゼンスは高まる一方である。この急激な人口増加とその状況に追いついていない社会システムにより、来日直後から課題に直面しやすく、その改善が早期段階で図れないがゆえに、日本での生活に窮する住民の数も増加すると見込まれる。 ■日本での生活様式の多様化と生活課題の長期化 2010年代から日本では人口減少を背景に外国人を働き手として受け入れる政策が積極的に進められ、労働目的での来日だけでなく、留学生の日本国内での就労も進んだ。労働市場における外国人の背景（国籍、年齢、日本語力、文化など）も多様となり、労働力としての依存度は年々高まっている。そのため、日本で家族を形成するケースや母国からの家族の呼び寄せなども増え、幼児から若者まで多様な年齢層が日本社会において育つ、学ぶ、働く存在として現れている。しかし、働き手の確保という入口の政策に焦点が当てられてきた経緯から、労働、教育、家族統合など日本への入国、在留の目的は異なるにせよ、共通して言語や生活習慣の違いによる不安・悩みを抱えやすい。また、社会システムの見直しが十分に進んでいないがゆえに、就学・進学、地域組織、雇用形態等において不安定な状況に陥れやすい状況が生じている。不安定な状況に陥りやすい層についての統計がないため、在留資格許可等における所得条件や在留資格の不安定などから推計すると、約126万人（母数：2024年12月末の在留外国人数）が不安定な生活状況におかれている可能性がある。なお、外国人の非正規雇用率や所得傾向の改善が見られないため、外国ルーツ住民の不安定な生活状況という課題は長期化している可能性がきわめて高い。 ■「課題に直面しにくい」支援体制作りの必要性 一方で、外国ルーツ住民に対する支援・サービスの提供においては官民とも相談、情報提供、地域や学校での日本語教化を進めている。またこれまで休眠預金を活用して、対処療法的な支援量の増加と共に、外国ルーツ住民へのアウトリーチ型の支援手法の開発を行うことで、伴走支援のネットワーク化、行政・福祉機関・教育機関との連携による相談対応、既存の社会的システムにて対応できない層に対する就労・自立のためのプログラム開発等、課題の改善に資するモデルが生み出されている。しかしながら、官民とも予算、人員の拡充、支援ノウハウの共通化等の課題を抱えており、その改善に向けた取り組みが進められていないため、支援の量・質を拡充するにはより効果的かつ効率的な支援体制・手法の開発が求められている。また、日本に暮らす外国ルーツ住民が課題に直面しやすく、その課題が長期化しやすい要因として、入国前の支援と入国直後の支援が体系的に組み立てられていないことがあることがある。そのため、課題が深刻化した後に支援につながるのではなく、「課題に直面しにくい」支援体制作りを進めることにより、支援の質・量の拡充の効率化を図っていくことが求められる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	191/200字
政府は外国人労働者の受け入れ推進のための政策とともに2019年出入国在留管理庁の新設による在留外国人への支援施策も進めている。また、一部の地方自治体においては地域独自の支援策を展開している。しかし、国・自治体の外国人支援事業の年間予算はいずれも数十万から数百万円にとどまり、既存の自立、困窮支援事業との連携、活用の拡充も一部の自治体・民間団体による単発的な取り組みにとどまっている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	193/200字
これまで休眠預金活用事業を通じて、医・食・住の緊急的な支援や、地域別、出身国別、就労・教育等の特定課題に対するアウトリーチ型支援策のモデル化による直接的支援策と長期視点に立った支援手法開発を行ってきた。その中、課題の発生ポイントにて適切な支援（介入）が行われない限り、限られて資源の効率的な活用が進まず、受益者の規模感を広げることも改善のスピードを上げることも困難であることがわかった。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	221/200字
2040年までに600万人以上の外国人を受け入れる可能性がある中、日本社会として支援する手段やロードマップが不足しており、日本の地域社会との軋轢等を産まず、困難に陥った外国ルーツ住民が社会経済的に自立できる支援手法を早期に開発をする必要がある。この喫緊の状況に対して、官民ともに課題を抱えつつもその改善に着手できていない現状を踏まえると、民間からの公益に資するイニシアチブとして本課題に取り組むにあたり休眠預金の活用が現状唯一の解決策である。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
長期アウトカム： 日本に暮らす外国にルーツを持つ人々が経済的・社会的に自立し、地域との関わりを持ちながら、安心安定した生活を送ることができる社会の実現。 中期アウトカム： 外国にルーツを持つ人が生活・就労などにおける課題が発生しにくくなる、または課題が発生した際に適切な支援につながるができる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
■支援体制の整備：課題のポイントに沿ったサービスの提供の状況（質・量） ①「入国前、入国後、緊急時」それぞれに時期において支援を必要とする外国ルーツ住民が支援にアクセスできている。 ②支援にアクセスした外国ルーツ住民が、日本語・就労支援等の解決したい課題に沿った支援が受けられている。		①課題のポイントに沿った受益者数の変化 ②受益者の課題の解決度（日本語能力、規範・ルールの理解度・活用度、資格取得状況、改題についての不安さの変化など）	100字	①課題のポイントごとに既存の実績をベースに測定 ②支援スタート時点で個別に測定	100字		①個別に設置した目標値が達成されている。 ②受益者の80%以上が個別に設置した目標状態を達成している。
■支援制度の改良：支援実績に基づいた制度の提案や改善案の提示状況 「入国前、入国後、緊急時」それぞれに時期において必要とされる支援手法・体制が明示できている。		①支援手法の提示・改善状況 ②支援体制の提示・改善状況	100字	①支援スタート時点での状況を個別に測定 ②支援スタート時点での状況を個別に測定	100字		①実行団体が取り組んだ課題ポイント時期に対して、2つ以上の支援手法を新たに提示、または改善策に基づく実践案を提示している。 ②実行団体が取り組んだ課題のピンと時期において、自団体及びステークホルダーとの連携体制（構成員、役割等）を新たに提示、または改善策に基づく実践案を提示している。
■支援認知度向上：効果的な情報発信や参画状況 「課題を発生させない」有機的な支援についての理解が深まり、課題解決に向けて連携が図られている。		①新たに連携・協力関係が作られた分野・地域 ②新たに支援に携わったコミュニティ・キーパーソンの数 ③対象地域・団体において生まれた新たな資金の調達状況	100字	① 0 ② 0 ③ 0	100字		①実行団体が取り組んだ課題ポイント時期に対して、それぞれ2つ以上の新規連携が生まれている。 ②実行団体が取り組んだ課題ポイント時期において、3人以上が新たに参画し、継続的に活動をしている。 ③ファンドレイジングの体制を整備し、寄付等活動資金の調達が開始できている、または開始可能な準備ができている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配[100字]	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
官民間の支援モデルの提示、改善に向けた共同が始まっている。		①官民連携による共同アクションの状況		① 0			①課題ポイント時期に対して、それぞれ1つ以上の共同アクションが実施、または準備できている。
民間、政府を含めた「課題を発生させない（しにくする）」ための事業が具体化されている。		①民間、政府における関連事業の策定状況		① 0			① 1つ以上の事業が策定されているまたは策定準備ができている。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事業開始0年目 ・支援体制の整備に向けたロードマップ作り ・国内外における案件発掘 ・公募、審査、採択、契約など実行団体選定のための活動	事業開始～2026年3月末	68/200字
事業開始 1 年目 ・「入国前」の支援プログラムの検討、開発 ・ステークホルダーへの働きかけを含む「入国後（とりわけ直後）」における外国ルーツ住民へのリーチアウト方法の検討、開発 ・緊急人道支援（医食住） ・相談支援、アウトリーチによる課題改善・解決に必要な支援手法の整理、改善策の模索 ・受益者へのリーチアウトと、ニーズに沿った支援の継続（日本語、技能訓練、起業、生活マナー、ビジネスマナー等）	2026年4月～2029年3月末	196/200字
事業開始 2 年目 ・支援実績に基づいた支援方法の改善、拡大：受益者へのリーチアウトと、ニーズに沿った支援（日本語、技能訓練、起業、生活マナー、ビジネスマナー等）、相談支援、アウトリーチ手法の展開 ・ステークホルダーとの共同による支援手法の共通化、連携方法についての検討、開発 ・外国人コミュニティ連携とキーパーソンの発掘、連携による支援の有効性の検証 ・支援実績や得られた知見に基づく政策提言、情報発信	2027年4月～2029年3月末	201/200字
事業開始 3 年目 ・支援実績に基づいた課題ポイント時期に沿った支援手法、支援体制の体系化、公開 ・ステークホルダーとの連携プログラムの実施とその改善 ・コミュニティ、関連団体の支援機能の変化の調査（支援機能の質・量） ・支援対象者に提供した支援、サービスの検証 ・支援実績や事業成果、知見・ノウハウの整理、情報発信、政策提言の策定	2027年4月～2029年3月末	164/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援		時期
事業開始 0 年目 ・事前評価の一環として事業設計の妥当性、重要性の検証のためのデータの収集 ・採択団体に対するロジックモデル、事業・資金・評価計画の策定支援 ・ガバナンス・コンプライアンス体制整備のフォローアップ	事業開始～2026年3月末	106/200字
事業開始 1 年目 ・実行団体の組織基盤強化のための機会の提供（勉強会の開催など） ・事前評価の計画・実施支援 ・国を始め、行政機関との官民連携についての定期的な意見交換を実施。	2026年4月～2029年3月末	87/200字
事業開始 2 年目 ・中間評価の計画・実施支援、実行団体による調査への支援 ・ステークホルダーへの働きかけ、両者による定期的な議論の場の設定、情報提供 ・実行団体が政策提言を検討、その精緻化に向けた機会の提供 ・メディア向けの実行団体の活動実績、実態把握の情報提供（勉強会等）	2027年4月～2029年3月末	137/200字
事業開始 3 年目 ・事後評価の計画、実施支援、実行団体による成果発信への協力 ・国内外の支援者、ステークホルダーとの連携体制・手法の具体化を含む政策提言策定等への支援 ・ステークホルダーの取り組みの具体化へ働きかけ及びその成果・結果の整理、公表 ・事業成果の整理・発信（公開シンポジウム等）	2027年4月～2029年3月末	144/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・課題ポイントごとの支援の必要性、また有効な支援策を検討、検証しつつ、それらの情報をメディア・市民を対象とした勉強会・セミナー等の実施により、メディアによる情報発信、市民の支援への参加・参画を促す機会を作る。 ・実行団体による事業の成果、課題の構造の分析とともに、在留外国人支援に関わる調査を実施し、エビデンスベースの情報発信に努めることで、ステークホルダーや市民に対して効果的に課題を再認識する機会を提供する。	206/200字
連携・対話戦略	・本事業はJPFとのコンソーシアム形式して実施することで、JCIEの外国人・移民分野の専門性や政・官・民とのネットワークの活用とともに、JPFのこれまでの海外・国内緊急人道支援の経験や企業連携などの成果、連携を有効に結びつけることに努める。なお、入国前の支援の公益活動として新たに取り組むため、JCIEの政策対話・民間交流、JPFの海外緊急支援のネットワークを最大限活用する。 ・他の民間団体への働きかけと、助成案件に関する情報交換（重複資金提供の防止、連携による相乗効果など）を行う。 ・JICAや、国際交流協会など海外において支援経験、ノウハウをもつ既存公的リソースとの連携を図る。	294/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	これまでも、市民や企業からの寄付を継続的に受けてきており、その体制を堅持する。一方、寄付金は有事に高額な金額が集まる傾向があり、平時からの安定した寄付金の獲得に関しては現在のところ課題がある。この事業を通じ、企業連携や行政との連携が行われ、平時からの寄付金獲得の状況が進展することを目指したい。特に予算の額が非常に限定されている関係省庁や地方自治体が、当該課題把握の途上にあり施策の設計や予算化が難しいという背景があるため、本事業の取り組みや成果を通じて、公的施策の位置づけになるように働きかけたい。	250/400字
実行団体	実行団体に対しては、広報支援・資金調達支援等を通して、事業の持続可能性に資する支援を行いたい。 なお、行政及び民間財団への働きかけに基づく共同アクションを試みることで、本事業を通して得られると期待できる①行政等の支援機関が民間支援団体を認識し、連携できる体制ができる。②政策提言による公的施策としての制度化によって、分野横断的な支援の計画策定が行われることを期待する。	184/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	574/800字
JCIEは、海外の企業や財団等からの資金を得て、仲介役を果たして国内のNPO等に対して助成（伴走支援も一部含む）を行ってきた。 ・東日本大震災支援のためのプログラム（2011～2017。東日本大震災後のNPO/NGOによる災害援助・復興活動に総計約4億2500万円の助成を実施） ・SeedCap Japan（2004～2011、社会起業家育成支援プログラムとして組織基盤強化を支援するため、総計2,030万円で3か年の継続助成を実施） ・日本興亜おもいやりプログラム（2004～2007、「教育」、「女性」、「アジア諸国との国際交流・協力」日本で生活する外国人児童への学習支援、DV被害者。総計1000万円を助成） ・マイクロソフトNPO支援プログラムへの協力（2003～2007、ITを活用して社会的課題の解決を目指す非営利団体に対する助成。総計9800万円） なお、休眠預金を活用し、①2019年度通常枠「外国ルーツ青少年未来創造事業」、②JPFとのコンソーシアムにより2020年度及び2021年度新型コロナウイルス対応支援（在留外国人支援）、2022年度通常枠「アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業」、③2023年度通常枠「外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業」を実施。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	692/800字
1. 調査研究：JCIEによる国際的な人の移動や外国人コミュニティ、日本の多文化共生・在留外国人実態把握及び政策提言等。「多文化共生と外国人受入れについての自治体アンケート調査」（2014年、2015年、2017年、2020年）、「ドイツにおける移民・難民政策調査プロジェクト」（2016年）、「移住当事者による政策提言プロジェクト」（2017～2019年）等 2. 専門人材（役員）：多くのNGO団体の関係者からなる当法人の役員（NGO団体）に、長年在留外国人支援を行う団体が複数いる。（入管法等に関わる専門性） 3. 専門人材（職員）：本事業を担当する職員は長期的に、国内外困窮者支援事業に従事したものや医療・福祉施策に従事していた経験者がいる。 4. その他：2019年度休眠預金等活用事業において「外国ルーツの青少年未来創造事業」の実施（JCIE）、「外国人材の受入れに関する円卓会議」（マルチセクターによる会議体、2018年～JCIE）、2020年度休眠預金等活用事業「支援が届かない在留外国人等への人道的支援」（JCIE/JPFコンソーシアム）、2021年度休眠預金等活用事業「在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築」（JCIE/JPFコンソーシアム）、2022年度休眠預金等活用事業「アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業」（JCIE/JPFコンソーシアム）、③2023年度休眠預金等活用事業「外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業」。住友商事株式会社「100SEED」との連携による外国ルーツ青少年支援団体へのプロボノ派遣及びアセスメント。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体程度	
(2)実行団体のイメージ	①これまで外国人支援実施経験が十分にある団体 ②支援サービスの専門性が高い団体 ③助成期間終了後の事業の継続が高く見込まれる団体	64/200字
(3)1実行団体当り助成金額	国内のみでの事業：年1200万円程度×3年間（2団体程度） 海外での活動を含む事業：年1700万円程度×3年間（3団体程度） ・入国前（日本語能力、実生活知識の教授） ・入国語（上記に加え、在留資格説明などを通じた実務的生活設計支援） ・緊急時（支援空白地を含む、アウトリーチ支援） （国内活動）2団体×3,600万円 ≒0.72億円（内訳想定：常勤職員×1、会計職員（会計事務所も想定）×1、事業費（広報費含む）、間接費等） （海外活動）3団体×5,100万円 ≒1.53億円（内訳想定：上記内容に、海外駐在員人件費、事業費（各年度500万円）追加）	284/200字
(4)案件発掘の工夫	事前に、全国を対象にした在留外国人支援を行う団体や個人、民間財団、公共機関への聞き取りを行い、適切な申請団体を募集できるように努める。また平素からの多様な団体との情報交換や関係性などを通じ、支援を必要とする団体の紹介や推薦を得る。 当該地域での活動の実現性や実績、困窮者支援の制度への精通した団体に焦点を当て、効果的な事業を行える団体の確保に努める。 また、事業内容特性に応じた出口戦略支援のため、民間資金、公的資金などとの整合性も確認を行う。	222/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	■メンバー構成 事業担当　：4人（内2人はコンソーシアム構成団体） マネジメント体制：1人（事務局長） 事務担当　：3人（会計等） 評価担当：外部評価アドバイザー2人 ■主な役割分担　（基本的には協働した取り組み。事務的には役割分担） JCIE:事業管理面主体（審査、プログラムオフィサー） JPF:資金管理面主体（助成金支払い、会計管理等）						174/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	1	名	新規採用人数 (予定も含む)		名		
			既存PO人数	1	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	(JCIE) 2011年公益財団法人の認定以来、その体制を継続している。各種規定類の整備、理事・評議員・監事に基づくガバナンス・コンプライアンス体制を整備、維持している。 (JPF) 2005年より認定NPO法人として現在に至るまでその体制を継続。各種規程類整備による形式要件に加え、実態としてもガバナンス・コンプライアンス体制を整備、維持している。2025年1月に認定NPO法人の更新済。						193/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり						

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/11/01 ~ 2028/03/31		
資金分配団体	事業名	在留外国人の生活課題を低減する取り組みー課題の発生ポイントに沿った支援手法の開発ー		
	団体名	公益財団法人日本国際交流センター		

	助成金
事業費	264,704,604
実行団体への助成	225,000,000
管理的経費	39,704,604
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	24,469,400
資金分配団体用	13,219,400
実行団体用	11,250,000
合計	313,174,004

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	85,775,708	89,182,628	89,746,268	264,704,604
実行団体への助成		75,000,000	75,000,000	75,000,000	225,000,000
－					
管理的経費	0	10,775,708	14,182,628	14,746,268	39,704,604

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,998,360	4,998,360	4,998,360	14,995,080
その他経費	0	3,001,640	3,001,640	3,001,640	9,004,920

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	7,439,400	8,114,500	8,915,500	24,469,400
資金分配団体用	0	3,689,400	4,364,500	5,165,500	13,219,400
実行団体用		3,750,000	3,750,000	3,750,000	11,250,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	101,215,108	105,297,128	106,661,768	313,174,004

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人日本国際交流センター		
郵便番号	107-0052		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	赤坂1-1-12明産溜池ビル 7F		
電話番号	03-6277-7811		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jcie.or.jp/index.html	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/japancenterforinternationalexchange	
		https://www.facebook.com/supportingyouthsofdiverseroots/?locale=ja_JP	
		https://twitter.com/jcie_org	
設立年月日	1967/04/01		
法人格取得年月日	1973/10/09		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カノウ イサオ
	氏名	狩野 功
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	28
理事・取締役数 [人]	13
評議員 [人]	13
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	25
常勤職員・従業員数 [人]	19
有給 [人]	19
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	16
団体正会員 [団体数]	16
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	60
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	60
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	145,601,286
助成した事業の実績内容	休眠預金等交付金を活用し、ジャパン・プラットフォーム（JPF）とのコンソーシアムにて2022年度通常枠「アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業」の2年目事業、2023年度通常枠「外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業」を実施した。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	国際的な人の移動、日本の多文化共生に係る近年の助成実績のみを記載。 ・公益財団法人トヨタ財団『共生の未来』全国連携事業(2022年2月～) ・公益財団法人トヨタ財団「越境的移動における情報保障の社会基盤—公正で安定した移住の実現に向けて」(2019年11月～) ・公益財団法人トヨタ財団「移住当事者による政策提言：日韓の移住当事者の交流と学びあいを通じて」(2017年11月～2019年10月) ・公益財団法人渋沢栄一記念財団「外国人材の受入れに関する円卓会議」の設置(2018年度) ・一般財団法人MRAハウス「多文化共生と外国人受け入れについての自治体アンケート調査2017」(2017年10月) ・フリードリヒ・エーベルト財団、国際交流基金「ドイツにおける移民・難民政策調査プロジェクト」(2016年)

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	
郵便番号			102-0083	
都道府県			東京都	
市区町村			千代田区	
番地等			麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階	
電話番号			03-6261-4750	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.japanplatform.org/index.html	
		その他のWEBサイト (SNS等)	LINE公式アカウント：lin.ee/37g4hZX	
			Instagram公式アカウント：instagram.com/japanplatform_ngo	
			Facebook公式アカウント：facebook.com/japanplatform	
			X公式アカウント：twitter.com/japanplatform	
設立年月日			2000/08/10	
法人格取得年月日			2001/05/22	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アキモト ヨシタカ
	氏名	秋元 義孝
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウエシマ ヤスヒロ
	氏名	上島 安裕
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	16
理事・取締役数 [人]	14
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	
常勤職員・従業員数 [人]	31
有給 [人]	31
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	143
団体会員数 [団体数]	10
団体正会員 [団体数]	133
個人会員・ボランティア数	10
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	7
個人その他会員 [人]	3

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	180
申請前年度の助成総額 [円]	4,283,630,739
助成した事業の実績内容	JPFは2000年からこれまで、国内外において緊急人道支援として、65以上の国、地域において、総額900億円以上、2,300事業以上の資金提供を行ってきました。 日本国内においては、主に民間資金（寄付金）を活用し、下記の通りとなっております。 ・2011年～：東日本大震災被災者支援 民間から70億円以上寄せられた寄付を緊急人道支援のほか、地元主体の復興の支援を実施（継続中） ・2016年～：熊本地震被災者支援 民間から5億円を超える寄付をいただき、発災直後から、災害弱者やジェンダーに配慮した支援活動を実施。2018年からは地元の地域力強化の実施。 ・2018年～：西日本豪雨被災者支援 民間から6億円を超える寄付をいただき、広域な被災地に対して、各地域の市民団体や行政、社会福祉協議会などと連携して支援活動を実施。 ・近年：令和元年台風被災者支援、2020年7月豪雨、2021年豪雨被災者支援、令和6年能登半島地震など対応。 ・休眠預金の活用： ■被災地域支援：①令和元年台風被災者支援（2019年度通常枠）、②2023年度国内災害支援（2020年度通常枠緊急出動）、③令和6年国内災害支援（2021年度通常枠緊急出動） ■防災減災事業：④⑤⑥災害支援事業（防災減災事業、2020年度、2021年度、2024年度通所枠） ■その他の支援：⑦⑧⑨新型コロナウイルス対応緊急支援（国内生活困窮者食料等支援（2020年度）、在留外国人支援（2020年度、2021年度）） ■在留外国人支援：⑩アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援（2022年通常枠、コンソーシアム） ■活動支援団体枠（2023年度）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金、政府補助金（外務省、復興庁）

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	質の高い継続的な被災地支援（台風15・19号被災地支援プログラム対応含）
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	コロナ・災害状態の中の新しい災害対応準備
3	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動
4	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	経済的困窮層の食と生活支援のアクセス確保
5	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	支援が届かない在留外国人等への人道的支援
6	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	発災から復興期を見据えた食料支援体制構築
7	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	災害時食支援ラストワンマイルへの到達事業
8	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築
9	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援
10	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	支援から取り残される被災者への支援体制強化
11	2023年度	通常枠	活動支援団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	災害に対応できる民間支援団体の増加と基盤強化事業
12	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	発災時の被災者の食を支える災害対応準備事業

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	在留外国人の生活課題を低減する取り組み
団体名：	公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
~~過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。~~

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第21条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第22条1項	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条2項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第26条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第32条5項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第32条6項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第44条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第45条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第43条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第44条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第43条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第48条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第51条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第48条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第33条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第34条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第37条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第3章
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	情報管理基本方針	第2条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)－1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第3条
(1)－2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第4条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第4条、第5条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第7条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第8条、第9条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第6条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程	第15条
(6)収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第11条
(7)決算		公募申請時に提出	会計処理規程	第21条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	
団体名:	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第24条1.2.	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条、第25条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条1.2	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条1	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条3	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条2	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条3	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第24条3	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条、第25条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条3	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条2	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第28条3	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条4項	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	定款第19条 役員報酬規程第2条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	定款第19条3 役員報酬規程第2条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第3条、第4条、第6条、第7条 第5条、第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第3条 第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等の防止に関する規程	第1～5条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	第1条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	就業規則 特定個人情報等に関する取扱規程	第21条2
● 利益相反防止に関する規程				
(1) 1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程 倫理・行動準則	第6条、第7条、及び別紙第5条
(1) 2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第6条、第7条 第5条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 就業規則 利益相反申告書	・第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、及び別表・第15条、第79条(キ)
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第4条 第2条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス委員会規程	第2条、第3条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第6条、第7条 第3条、第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第8条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款 業務分掌及び職務権限規程	第47条、第48条 第6条、別表1
(2) 職制		公募申請時に提出	業務分掌及び職務権限規程	第7条、第14条、別紙2
(3) 職責		公募申請時に提出	業務分掌及び職務権限規程	第7条、第14条、別紙2
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	稟議規程	第11条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第11条、第20条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	稟議規程	第11条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条「文書保存年限一覧表」
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第5条、別表1、様式1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条、第16条～第24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第19条、第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程、経理規程細則[別紙]	第13条、第14条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条、第22条、第23条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第41条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第45条